

寄居町要保護及び準要保護児童生徒就学援助実施要綱

制定 平成 28 年 2 月 26 日教委告示第 4 号
改正 平成 29 年 8 月 25 日教委告示第 13 号
令和 2 年 10 月 23 日教委告示第 17 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 19 条の規定に基づき、経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して就学費用の援助（以下「就学援助」という。）を実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第 2 条 就学援助を受けることができる者は、寄居町内に住所を有し、寄居町立の小学校又は中学校に就学する児童生徒の保護者（第 3 条第 1 項第 7 号の費目については、次年度に就学を予定している児童生徒の保護者）で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 6 条第 2 項に規定する要保護者

(2) 前号に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると寄居町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が認めたもの

2 前項の規定にかかわらず、学校教育法施行令（昭和 28 年政令第 340 号）第 9 条に規定する区域外就学により就学する児童生徒の保護者が前項各号のいずれかに該当するときは、関係市町村の教育委員会と協議したうえで、就学援助の対象者とすることができる。

(就学援助支給費目等)

第 3 条 就学援助の支給対象費目は次のとおりとし、支給額については当該年度の予算の範囲内において教育委員会が定める。

(1) 学用品費

(2) 通学用品費

(3) 修学旅行費

(4) 新入学児童生徒学用品費

(5) 学校給食費

(6) 医療費

(7) 新入学準備費

(8) オンライン学習通信費

2 前年度において、前項第 7 号の費目の支給を受けた者に対しては、当該入学に係る前項第 4 号の費目は、支給しない。

(申請手続)

第4条 就学援助を受けようとする者は、年度ごとに教育委員会に申請しなければならない。

2 教育委員会は、必要があると認められるときは、前項の申請をした者（以下「申請者」という。）から必要書類の提出を求めることができる。

（認定審査及び結果の通知）

第5条 教育委員会は、前条の申請を受けたときは、申請内容を審査のうえ認定の可否を決定し、その結果を申請者及び当該申請に係る児童生徒の在籍する学校長に通知するものとする。

（支給方法）

第6条 就学援助費は、前条の認定を受けた者（以下「受給者」という。）の指定する金融機関の口座に振り込むものとする。ただし、医療費は、受給者から提出された医療券に基づき、教育委員会から医療機関へ直接支払う。

2 前項の規定にかかわらず、受給者が学校徴収金を滞納している等特別な事情がある場合は、当該受給者の委任に基づき、支給額の全部又は一部を滞納している学校徴収金等に充当することができる。

（報告義務）

第7条 受給者は、申請した内容に変更が生じたときは、教育委員会に報告をしなければならない。

（認定の取消）

第8条 教育委員会は、受給者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、認定を取り消すことができる。

- (1) 第2条に規定する要件を欠いたとき。
- (2) 就学援助を辞退する報告があったとき。
- (3) 虚偽その他不正な手段により認定を受けたと認められるとき。
- (4) 就学援助費を就学の目的以外に使用したと認められるとき。

2 教育委員会は、前項の規定により認定を取り消した場合、既に支給された就学援助費の全部又は一部の返還を求めることができる。

（委任）

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年教委告示第13号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年教委告示第17号）

この告示は、令和3年1月1日から施行する。

要保護及び準要保護児童生徒認定基準

1 要保護児童生徒について

児童又は生徒の保護者が、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者である場合は、当該児童生徒を「要保護児童生徒」とする。

2 準要保護児童生徒について

児童又は生徒の保護者が、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる場合は、当該児童生徒を「準要保護児童生徒」とする。

なお、要保護世帯以外の世帯の児童生徒の保護者で次に該当するものについては、準要保護者として認定するものとする。

一 前年度又は当該年度において、次のいずれかの措置を受けた者

- イ、生活保護法に基づく保護の停止又は廃止
- ロ、地方税法第295条第1項に基づく市町村民税の非課税
- ハ、地方税法第323条に基づく市町村民税の減免
- ニ、地方税法72条の62に基づく個人事業税の減免
- ホ、地方税法367条に基づく固定資産税の減免
- ヘ、国民年金法第89条及び第90条に基づく国民年金の掛金の減免
- ト、国民健康保険法第77条に基づく保険料の減免又は徴収の猶予
- チ、児童扶養手当法第4条に基づく児童扶養手当の支給
- リ、生活福祉資金による貸付

二 一以外の者で次のいずれかに該当する者

- イ、保護者が失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者又は職業安定所登録日雇労働者
- ロ、保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者
- ハ、P T A会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者
- ニ、学校納付金の納付状態の悪いもの、被服等が悪い者又は学用品・通学用品費等に不自由している者等で、保護者の生活状態が極めて悪い者
- ホ、経済的な理由による欠席日数の多い者

これらのもののうち、二のロからホまでに該当する者を把握することが困難な場合は、当該世帯の収入額・需要額に基づいて認定するものとし、その算定については、特別支援教育就学奨励費の算定方法に準じて、生活保護基準額より算定し、当該世帯の収入額が需要額の一・三倍未満の世帯については準要保護児童生徒として認定するものとする。

なお、認定にあたっては、必要に応じて関係機関の意見を求めることができる。